

再犯防止推進計画等検討会（第1回） 議事録

第1 日 時 平成29年2月22日（水） 自 午後1時15分
至 午後2時50分

第2 場 所 法務省第1会議室

第3 議 題 ・再犯防止施策の現状について
・再犯防止推進計画の案の検討の進め方について

第4 議 事 （次のとおり）

○法務省大臣官房審議官 それでは、定刻となりましたので、第1回再犯防止推進計画等検討会を開催いたします。

本日は、議長の命によりまして、副議長であります私、法務省大臣官房審議官の高嶋が司会進行を務めさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

なお、本来ですと、本検討会の開催に当たりまして、議長であります盛山法務副大臣から御挨拶をいただく予定でありましたが、急遽国会対応のため欠席となりましたので、御承知おき願ひます。

それでは、会議を進めます。まず初めに、本検討会の趣旨について私のほうから説明させていただきます。

昨年12月、再犯の防止等の推進に関する法律が成立、施行されました。この法律では、法務大臣が再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を得ることとされております。法務省としてこの計画案を検討するに当たりましては、関係行政機関から具体的な施策等を御提案いただくとともに、保護司、協力雇用主等といったこれまで長年、各分野で再犯防止等に取り組んでこられた有識者の方々からも御意見を頂戴いたしまして、これらを踏まえたものにしていく必要があると考えております。そのため、今月2日、本検討会が設置されまして、本日その第1回を開催することとなりました。どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、事務局から議題1の再犯防止施策の現状について御説明させていただきます。

○事務局 事務局から資料2、再犯防止施策の現状について、資料に基づいて御説明いたします。

まず、再犯防止に向けたこれまでの政府の取組について御説明いたします。

平成16年末から平成17年にかけて、刑務所出所者等による重大な再犯事件が立て続けに発生いたしました。具体的には、平成16年に奈良県で発生した性犯罪の前科がある者による女児殺害事件、平成17年に愛知県で発生した仮釈放中の者による男児殺害事件があります。こうした痛ましい事件を契機に、刑務所や保護観察所における再犯防止に向けた指導、支援の在り方が大きな問題となり、再犯防止対策は政府全体で取り組むべき課題であるとの認識のもと、関係省庁連絡会議が設置され、対策が進められてきました。

再犯防止に関する政府の主な取組としましては、平成24年に決定されました「再犯防止に向けた総合対策」のほか、平成26年の「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」、さらに平成28年の「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」等がございます。

平成24年に決定されました「再犯防止に向けた総合対策」では、出所後2年以内の再入率を20パーセント以上減少させるという再犯防止対策の具体的な数値目標が初めて示されるとともに、政府全体として取り組むべき4つの重点施策が盛り込まれました。関係行政機関においては、これに沿って様々な施策が進められてきたところです。

次に、再犯の現状と課題について御説明いたします。

まず、刑法犯で検挙された者の再犯の現状についてです。検挙人員全体は減少傾向にあり、青色で示された初犯者の数も近年大幅に減少していますが、ピンク色で示された再犯者の数は余り減っていません。その結果、検挙人員に占める再犯者の割合、すなわち再犯者率は一貫して上昇傾向にあり、平成27年は48.0パーセントとなっております。正

に犯罪者の約半数は再犯者であるという現状にあります。

次に、刑務所に入所している受刑者についても同様の傾向が見られます。受刑者全体の数は減少し、初入者の数も大きく減少していますが、再入者の数は余り減っていないため、受刑者に占める再入者の割合は増加傾向にあります。平成27年には受刑者の約6割が再入者という現状になっております。

次に、再犯防止に向けた総合対策における数値目標となっている出所受刑者の2年以内再入率について御説明いたします。全体的な傾向として再入率は減少しておりますが、赤色で示された満期釈放者の再入率については、緑色で示された仮釈放者の約2倍以上と高い水準で推移しております。満期釈放者に対する指導、支援の在り方は課題の一つと考えられます。また、仮釈放者の再入率は近年微増しており、こちらも課題の一つであると考えられます。

次に、罪名別で2年以内再入率を見ますと、窃盗、詐欺等は減少傾向にありますが、赤色で示された覚せい剤取締法違反については横ばいとなっており、薬物依存者に対する指導、支援の充実が課題であると言えます。

薬物依存者に対しては、現在、刑務所、保護観察所、地域社会のそれぞれにおいて指導、支援が実施されていますが、図に示されたとおり、社会内において必要な指導、支援を受けられる体制はまだ十分整っていないのが現状であり、今後一層の充実を図ることが課題となっております。

年齢別に2年以内再入率を見ますと、左側のグラフにありますとおり、65歳以上の高齢者の再入率は大きく減少していますが、他の年齢層と比較すると、依然として最も高くなっております。また、右上のグラフにありますとおり、刑務所に入所する高齢受刑者の数、受刑者全体に占める高齢者の割合はともに上昇を続け、平成27年には10パーセント以上が高齢者と、刑務所の高齢化が進んでいる現状です。平成21年度からは右下の図にありますとおり、高齢または障害を有し、かつ出所後に住む場所がない者について地域生活定着支援センター、矯正施設、保護観察所とが連携し、出所後速やかに福祉サービスにつなぐ特別調整が始まり、高齢受刑者の再入率の低下に寄与しているところです。

しかし、福祉的支援が必要と思われる受刑者の数に比べ、実際に特別調整の対象者に選定される者は少数にとどまっているのが現状です。その理由として、調整に関与するスタッフや引受先施設が不足している、対象者本人が支援を受けることの必要性を十分に理解できていないケースがあるといったことが挙げられます。このように高齢者や障害を有する者に対する指導、支援の充実は大きな課題の1つと考えられます。

また、高齢・障害者等の問題を抱える者に対しては、刑務所や保護観察所の段階だけでなく、刑事司法手続の早期の段階で必要な指導、支援を行うことも再犯を防止する上で重要と考えられます。図にありますとおり、現在、検察庁において保護観察所や福祉サービス窓口と連携し、起訴猶予となる者や判決において罰金や執行猶予見込みとなる者のうち高齢・障害等の問題を抱える者に対し、保健医療・福祉サービスが受けられるよう支援する取組、いわゆる入口支援が始まっているところであります。

続いて、再犯を防止する上で重要な鍵となる仕事と居場所の確保について御説明いたします。まずは仕事についてです。刑務所を出所した後、再犯をして刑務所に収容された者について、約7割の者が再犯時に無職であることや、仕事に就いている者と就いていない者の再犯率を比較しますと、3倍以上の差があることが分かっております。そこで、平成

26年には政府において宣言「犯罪に戻らない・戻さない」を決定し、出所者等の事情を理解した上で、実際に雇用していただける企業の数を3倍にするという数値目標を設定し、対策を講じてまいりました。現在の状況は上段の図のとおりです。今後も目標達成に向け、さらに取組を充実、強化させていく必要がございます。

次に、居場所についてですが、平成27年に刑務所を満期出所した者のうち帰るべき場所がなかった者は約半数以上となっており、その数は約5,600人にも上っております。また、このように帰るべき場所がないまま刑務所を出所した者のうち、再び罪を犯した者の再犯期間を見ますと、約6割が1年未満という短い期間で再犯に及んでいます。そこで、平成26年の宣言において、帰るべき場所がない刑務所からの社会に戻る者の数を3割以上減少させるという数値目標を設定し、対策を講じてまいりました。現在の状況は下の図のとおりです。今後も目標達成に向けて、さらに取組を充実、強化させていく必要がございます。

現状と課題の最後として、地域において犯罪や非行をした者の立ち直りを支えていただいております民間協力者の方々、その中でも特に保護司の現状について御説明いたします。処遇の難しい事案等が増加する中、保護司の方にかかる負担は大きく、また、新たに保護司になっていただける方もなかなか見つからないというのが現状です。その結果、グラフにありますとおり保護司の数は減少傾向にあり、また、保護司の方の高齢化も進んでおります。

こうした中、超党派の国会議員による議論、取りまとめの結果、昨年12月に再犯の防止等の推進に関する法律が成立、施行されました。再犯防止推進法で示されました新たな方向性は、次の2点がございます。

まず1点目は、再犯防止対策の対象が広がったということです。これまでの再犯防止対策は、刑務所や少年院、保護観察所で処遇を受けている受刑者や少年院在院者、保護観察対象者を主な対象としていました。図の右上、赤線の部分でございます。これからはいわゆる入口支援の対象となる起訴猶予や執行猶予となる者のほか、満期釈放者や保護観察終了者など刑を終わった者についても継続的に福祉や医療といった必要な支援を受けることができるようにするといった、刑事司法の入口から出口までのあらゆる段階を通した切れ目のない対策を講じることが求められております。

2点目は、国だけではなく、地方公共団体に対しても、地域の実情に応じた施策を実施する責務が課されたことです。また、努力義務ではございますが、地方公共団体においても、国が策定する計画を踏まえ、地域の計画を策定することが再犯防止推進法に定められました。これまでは保護司や協力雇用主といった民間の方々の御協力を頂きながら、国の機関が中心となって再犯防止対策を取り組んでいたところですが、これからは地域においても取組を進めていただき、国、地方、民間の三者が連携を密にとり、総合的に再犯防止に向けた施策を推進していくこととなります。

最後になりますが、席上に配付させていただいております安倍総理のメッセージ及び首相官邸ホームページの記事について御説明いたします。こちらの2枚ものを御覧ください。

こちらは先週2月17日金曜日、総理官邸において再犯防止の推進のための国、地方、民間会合が開催されました。お配りしておりますメッセージは、この会合におきまして国民の皆様向けに安倍総理から出席者代表者に手交されたものです。このメッセージにおいては、国、地方公共団体、民間が一体となって犯罪や非行をした人の立ち直りに向けた取

組を推し進めることが重要といった言及がなされています。ホームページの記事とともに御覧いただければと思います。

事務局からの説明は以上です。

○**法務省大臣官房審議官** ただいまの説明につきまして何か御質問、御意見ございますでしょうか。

○**村木委員** 全くこの分野に詳しくないので、基本的なことを教えていただきたいのですが、再犯のデータで、2年以内の再犯というふうにデータがなっていましたし、ある部分では数字で1年以内の再犯というようなデータも出てきましたけれども、期間をそういうもので区切るというのは特別な意味があるのでしょうか。どういうタイミングでの再犯が多いとかとそういった理由があるのであれば、教えてください。

○**事務局** お答えいたします。事務局の法務省大臣官房秘書課でございます。

今回、再犯防止の政府の目標として2年以内再入率を下げるということが設定されております。なぜ2年以内なのかという御質問ですが、この点につきましては、刑務所を出てからの期間を見てみますと、1年目、2年目というのがかなりの割合で再犯が増えてしまいます。2年を超えると、3年目、4年目、5年目になると、比較的戻ってくる人の割合が緩やかになるというところがございますので、政府としましては、まず1年目、2年目のところを重点的に手当てしようということで、2年以内再入率というものを掲げさせていただいているところです。

○**村木委員** ありがとうございます。

○**法務省大臣官房審議官** よろしいでしょうか。ほかに御質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。もし何かありましたら、後の機会でもお願いいたします。

続きまして、2つ目の議題であります再犯防止推進計画の案の検討の進め方に移らせていただきたいと思っております。まず、事務局からお手元の資料3に基づき御説明させていただきます。

○**事務局** 事務局から資料3に基づいて御説明いたします。

まず、資料3-1を御覧ください。再犯防止推進計画の策定スケジュールについてですが、おおむね本年の秋までに計画の案を作成の上、関係行政機関との協議等を経て、本年12月頃に閣議決定することを目指しております。本検討会は、おおむね1カ月に1回のペースで開催し、計画の案に盛り込むべき事項等を検討することとなります。

続きまして、資料3-2を御覧ください。こちらは本検討会において検討を進めるに当たっての方向性と重点課題を示しております。方向性といたしまして、御覧の4点、さらに、重点課題として8点を掲げております。

さらに、資料3-3を御覧ください。こちらは今回の検討テーマをお示したものです。先ほど資料3-2で御説明しましたとおり、8つの重点課題を各回に振り分ける形となっております。各回において議論の積み残しがある場合には、次回以降において引き続き検討を行うことを想定しております。

事務局からの説明は以上でございます。

○**法務省大臣官房審議官** ありがとうございます。ただいま御説明ありました検討の進め方に関しまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上のような進め方で検討してまいりたいと思っておりますので、御協力のほど、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、今回は初回になりますので、この機会に有識者の皆様から特にテーマを定めることなく、日ごろからの問題意識や御関心、お考え等につきまして広く御意見を頂戴したいと思います。差し支えなければ、小畑委員から順にお願いできますでしょうか。

○小畑委員 小畑でございます。

私は、両全会という更生保護施設の理事長を9年ほどやっております。それ以前は、法務省の矯正関係の職員として30数年勤務いたしました。その経験を踏まえて、今、両全会を運営しています。御配付しました私の資料、1枚ものがありますので、これを御覧いただけたら有り難いです。

両全会は、昨年100周年を迎えました。刑務所や少年院を出た女性の方の社会復帰、再犯防止ということで、100年間やってまいりました。私は9年間この両全会の理事長をやっているんですが、住居と就労というのは確かに絶対主要条件でございます。そこをきちっと押さえることは大事なんです、それともう1つは、やはり人間性の回復と申しますか、彼らがやっぱり犯罪に至った経緯の小さいときからのいろんな負因が積み重なっておりますので、その辺を何とか人間性の回復、社会適応化をしてあげないと、単なる物理的な住居と就労だけでは、なかなかこの再犯防止は難しいということを感じまして、更生保護施設は、どちらかという下宿屋からやっぱり処遇センターになるべきだと。特に両全会のような女性の施設は、平均しますと、約4割が薬物、4割が常習窃盗、約8割が依存症的な犯罪ということで、かなり再犯性が高い事犯でございます。ということで、各種の薬物の離脱指導や、それから、常習窃盗の離脱指導といった専門家を入れてプログラムをつくって、そういうことをやってまいりました。

ところが、私は刑務所長もやったんですが、やっぱり出るとき中途半端で扉の外へ出しているわけですね。それは忸怩たる思いをいつも感じていましたので、やはり両全会の理事長をやっても同じことなんです。3、4カ月で出してしまうわけですね。これは大丈夫かなと思ながら出すと。結局法務省の予算の枠の中でやるというのは、平均してその程度の期間しかケアできない。ですから、私が一番問題だと感じるのは、この出た後どのように社会に定着させるかという、そこの寄り添いケア、これは絶対必要だなというふうに思ったわけです。

それで、両全会は中間施設なわけですが、それからまた出た後の生活支援施設やグループホームをつくって、これは法務省の予算と関係ない企業努力でやるわけですけれども、約10人ぐらいの対象者が入れる施設をつくって、今実験的にそういう活動をしているんですね。そこで、やはり一番大事なのは、政府が2年以内の再犯率が一番高いというお話があるので、やはり2年ぐらいはもう少し制度的な支援体制が必要じゃないかなと。これはもう切に現場の施設の責任者としてお願いしたいなというふうに思っております。

両全会では、できたらソーシャルファームまで、社会適応まで踏まえて、その先を模索しながら入口支援から予備軍の防止まで、やはり長期的なケアを置いて再犯防止をしていくことが大事じゃないかなと思って、この会議が立ち上がったことを大変喜んでおります。以上でございます。

○法務省大臣官房審議官 ありがとうございます。

それでは、次に川出委員、お願いいたします。

○川出委員 川出でございます。

私は大学で刑事政策を教えているということの関係でここに呼んでいただいたんだと思

うんですが、他の先生方と違いまして、何か実践的なことをしてきたわけではありませんので、一研究者として今回の再犯防止推進法について感想のようなことを述べさせていただきたいと思います。

刑事政策を研究してきた立場からしますと、今回の法律の成立とここで行われる基本計画の策定というのは、幾つかの点で日本の刑事政策の歴史の中では、画期的な意味を持っているというふうに感じております。1つには、再犯防止というのが先ほど安倍総理の紙にもありましたが、国と地方公共団体と民間が一体となって取り組むべき課題なんだということが法的に位置づけられたという点です。もう少し広く犯罪対策として見ますと、平成15年の犯罪対策閣僚会議が設置されて、それから、そこで犯罪に強い社会の実現のための行動計画が閣議決定されたということが嚆矢になっているかと思えますけれども、今回は再犯防止ということに限定された形であるとはいえ、一種の基本法という形で結実したということですので、こういう法律というのは、犯罪被害者のほうはありましたけれども、加害者のほうですね、犯罪を犯した人に着目した形での基本法というのは初めてですので、そういう点で1つ画期的な意味を持っているんだろうというふうに思います。

それから、もう1点は、この法律ができたことを通じて、犯罪を行った者をただ重く処罰するだけでは意味がないんだと。そうではなくて、社会復帰を図り再犯を防止することが国民の利益にもなる。したがって、それを国が推進しなければならないということが法律によって確認されたという点でも、これは非常に画期的な意味を持っていると思います。

今回の法律が成立したということを知って私が思いましたのは、刑事政策のどの教科書にも引用されている昔のドイツの刑事法学者であるリストという人の言葉として、最良の刑事政策とは社会政策であるという言葉がございます。一般論としてこれはそのとおりで、どなたも異論のないところだと思うんですが、ただ、最良の刑事政策とは社会政策であると言われても、刑事司法に関係している人間としては一体何をやっていいのかというのがこれではよく分からないわけで、それがリストという人は19世紀後半から20世紀初めに生きた学者なんですが、その言葉がこの法律の中に具体化されたんだなというふうなことをこの法律ができたということを知って感じました。

すみません、それが感想めいたことなんですが、それで、今後この基本計画を考えていく上で、私個人として非常に興味を持っておりますのは、先ほど入口支援の話がございましたが、刑事司法制度とそれぞれの段階で、刑事司法以外の領域とどうつなげていくのかということ、運用上の問題になると思うんですが、そこに興味を非常に持っております。制度的な改正というのは、聞いたところだと、もう少しで法制審のほうで制度改正の議論が始まるようですから、それと両輪となって運用面においてどういう形でこの再犯防止を図っていけるかということを知りたいことをこの現場で議論できればなというふうに思っております。

以上です。

○法務省大臣官房審議官 どうもありがとうございました。

続きまして、清水委員、お願いいたします。

○清水委員 清水でございます。

私は埼玉にある更生保護施設、清心寮と申しますけれども、理事長をしております、また、全国就労支援事業者機構というNPOを平成21年度に立ち上げまして、全国ネットにしてきているんですけれども、それにも関わっております。また、地域生活定着支援

センターを立ち上げていただいたとき、その前の段階での研究事業にも参画してきております。あるいは出所者の医療支援について済生会から大変御支援を頂いているんですけれども、そういったことにも関わってきております。

今、川出先生がおっしゃいましたけれども、そういったことにずっと関わりながら最良の刑事政策は社会政策であるということをお大変実感しながら取り組んでいるところでございます。そういったことを前提に、更生保護事業に従事する民間の立場ということで若干申し上げたいと思います。

基本的には、今日の資料説明にもありましたけれども、フォローアップ支援とそのため地域の連携支援の構築は必要であるという視点で幾つかのことといいますか、6つほど箇条書き的に申し上げたいと思うんですけれども、昨年の7月に資料にもございますけれども、犯罪対策閣僚会議の決定で「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」というのが述べられておまして、その中で立ち直りに向けた息の長い支援に取り組む民間の活動を推進すると。もうちょっと具体的には、刑事司法手続終了後を含めた息の長い支援を実現する——最近では伴走型支援というふうな言い方もされていますけれども——ということが述べられておまして、大変重要な視点だと思っております。

私どもの経験でも、出所者の再犯の横行というのは、刑事司法の持ち時間といいますか、法定期間の中では余り起きませんが、終了後に再犯というのが大体発生します。つまり無事私ども更生保護施設から退所、自立しても、その後の孤立というのが主要な再犯の背景だというふうに経験的には思っております。最終的に再犯防止というのは、そういったところまで見通していかなければ、関わっていかなければいけない、そういう仕組みが必要だろうと思っております。

それで、私のところの施設に年間で全国の刑務所から受け入れる人がおおむね100人ぐらいですけれども、それ以外に私どもの施設から自立、退所した人が年間で50人ぐらい訪ねてきます。つまり施設の中に受け入れる人の半分の数の人が、自立して生活しながら、相談先がなくて来るということで、それは私どもの制度外の任意事業ですけれども、非常にそれが大事だということを実感しながらやっております。

あと、簡単に項目だけ6つ、是非せつかくのこの検討会ですので御検討いただきたいと思っております。1つは更生保護施設における支援体制の抜本的な再構築が必要ではないかということです。更生保護施設は、今まで小畑委員もおっしゃいましたけれども、刑務所からの出口を用意する出口支援と言われてきましたけれども、私どもは社会への入口を開いていく支援、社会への入口支援が今は非常に大事になってきているというふうに思います。刑事司法の入口での支援という入口支援という言い方もされていますけれども、私どもは社会への入口支援が社会の複雑化とか被支援者の問題の多様化という中で非常に大事で、その拠点になるのが更生保護施設、単なるやっばり行く場所のない人の受入れ、刑務所の出口支援じゃなくて、更生保護施設の機能を再構築して、抜本的な強化をしなきゃいけないと思っております。

2番目は就労支援体制の充実ですけれども、地域に密着したマッチングだけではなくて、フォローアップまでの重層的な支援を行う。今は事業者の委託というのが限定的に行われていますけれども、これをさらに充実していく必要があるだろうと。もう一つは、協力雇用主の方々は雇用というだけ、だけと言っても、それだけでも大変ですけれども、雇用から訓練への幅広い活用ということで、刑務所の職業訓練等にも参画するような幅広い雇用

ニーズに対応した協力雇用主の活用がさらに望まれるんじゃないかというふうに思います。

3つ目は、冒頭に申し上げましたけれども、社会への入口を開いていく支援の仕組みをつくって、住居・就労の一体的支援と福祉・医療連携も含めた地域連携支援の拠点が必要だろうというふうに考えております。

それから、現在実施されています地域生活定着支援センターの充実です。支援ニーズは一層高くなっているわけですし、それにもかかわらず、その機能が後退するということがあってはいけない、それだけ大切な事業だというふうに思っています、その一層の体制強化が望まれるというふうに考えております。

それから、やはり薬物事犯等非常に幅広い対象の人たちの支援が必要となっている中で、地域処遇を推進する核となります保護観察所の実施体制、マンパワーの強化というのが私も民間の側からしても非常に望まれるところでございます。

最後に、今まで申し上げたいろんなことを含めて更生保護事業の体系の抜本的な見直しと申しますか、法制度の見直しが必要であろうと申しております。実は今の更生保護事業の民間の体制というのは、昭和25年に法律ができて、高度成長期で社会の中に居場所がどんどん広がっていった時代の制度です。今はどんどん逆に居場所が縮まってきているという中で、社会に入口を開いていくと、そういう体制に合わせた、現状に合わせた法制度、仕組みが必要になってきているというふうに思います。

以上、6点ほど申し上げました。ありがとうございます。

○法務省大臣官房審議官 ありがとうございます。

それでは、堂本委員、お願いいたします。

○堂本委員 ありがとうございます。私は、法務省との関わりは女性の刑務所の改善と申しますか、正式な名前は「女子刑務所のあり方研究委員会」というのですが、それにちょうど足かけ5年になります。今日は、その視点から意見を言わせていただきたいと申します。

まず最初に、私はこの再犯防止推進法は画期的だと思います。1つは、国と地方自治体の連携をとるということを明記している点、そして、それに附随して国と地方自治体とが情報を共有できる点です。これはとても大事なことだと思います。8年前まで、私は千葉県知事をしていました。千葉県には千葉刑務所という大きい刑務所がありますが、県行政の立場から、例えば福祉計画あるいは医療計画を立てるときに、刑務所に収容されている受刑者の人数や抱えている問題を配慮したことはありませんでした。同時に再犯防止の視点から防犯計画を県で持つということもやってきませんでした。私は、今になってその両方が大事なのだと申しております。

日本には9カ所の女子刑務所がありますが、この3年間にその全部の所在地の県庁を訪ね、知事さんを始め、担当者とも会って、法務省のモデル事業と新しい地方と刑務所との協力体制づくりのお手伝いをしてまいりました。どこの県に伺っても、今まで刑務所のことに関わってこなかったと言っておられました。しかし、いかに刑務所と地域の関係が大事かということに理解を示し、全部の県の知事さんたちが積極的に立ち上がってくださいました。県としての窓口を決め、その県の看護協会とか福祉関係の方とかを集めて、どのような連携がとれるかということを検討してくださった。昨日も女子刑務所のモデル事業についての報告会が、この同じ会義室であったんですけども、看護師さんとか助産師さんとか、福祉関係の方が刑務所に入っているいろいろなお手伝いを非常勤の国家公務員としてやる体制が整って、モデル事業から本格事業が始まったとのことで、嬉しい

限りでした。

関われば関わるほど、女子刑務所だけではなくて、全ての刑事施設がもっと地方との関係を深めなければいけない、と感じました。現状のままでは、日本の刑務所はやっていけないんじゃないかと。極端に言えば、そう思うほど中の刑務官の仕事が大変なのを目の当たりにいたしました。もう重篤な患者さんに近いような受刑者が結構大勢いて、それを医療あるいは介護、看護などの教育を受けていない刑務官が世話をしなければならないという現状を見て、一体これはどうしたものかという思いを強くいたしました。そうした実情が地方自治体に伝えられず、医療や福祉面での協力体制がとられてこなかった。内と外との情報の交換や共有が今までは難しかったようです。しかし、今回、推進法が情報の共有を明記しており、道が開けたということで大変喜んでおります。

私は国会議員時代に幾つかの議員立法に関わりましたが、推進法ほど「財政的措置を講ずる」ときちっと書いてある議員立法も少ないと思うので、やはり相当に本気での取り組みだと思っています。

3つぐらい具体的なことをお願いというか、これからの課題として申し上げたいと思っています。女子刑務所のことからも言えることなのですが、ちょうど知事になったときにDV防止法が施行された直後だったのですが、そのときもDVを防止するため、千葉県では裁判所、警察、それから、医師会や看護協会、歯科医師会、さらに教育委員会とか、NGO、NPOの人たちなど、とにかく何らかの形で関係のある人たちに一堂に集まってもらって協議しました。具体的なところでは、DV犯罪の場合には、加害者が刑務所から出てきたときに非常に危険にさらされるケースが多く、司法の裁判所の方たちと行政とがケースごとに連携して、もう1回犯罪を行わないように、情報の共有などを具体的にやりました。つまり、関係者間のネットワークづくりです。

ということで、今度各都道府県あるいは政令市、さらに市町村レベルでとにかく大事なことは、関係者を集めてネットワークをつくり、計画づくりに参加してもらうことです。今日は各省庁が来ているので、お願いしますが、それぞれの省庁内でも関係のある部署が参加するようにしてほしい。

それだけではなくて、女子刑務所のとくに非常に有効だったことは、各知事さんが窓口を決めてくださったことです。県庁の窓口、そして刑務所は所長さんというように、刑務所と行政の窓口をきちっと決めてくれた。こちらをお願いをしたのですね。医療の担当者、福祉は、人権関係は、と決めってもらいました。犯罪の少ない県にしたいならとお願いしました。ネットワークと同時にやはり地方自治体と刑務所との連携が十分にとれるような体制づくりが大事だということが1つです。

2番目に思いますことは、これは男女両方ですけれども、事務局の資料からも分かりますように、高齢者が多く、しかも、再犯も高齢者が多いことです。具体的には万引き、それから、無銭飲食、そういった人たちですね。私たちの女子刑務所のあり方研究委員会の中にドクターも専門家でもっていただいておりますが、認知症の病症として万引きをする、あるいは摂食障害の病症として万引きをするケースがあるとのこと。私が会ったおばあちゃんも70歳ぐらいの人だったのですが、刑務所を出て2日目にまた万引きしちゃった。「二度とこんなところへ来たくないと思っていたのだけれども」と言うので、「何をとったの」と聞くと「260円のおかずをとっちゃった」と言うんですね。再犯で2年6カ月の実刑なんですね。「そうすると、あなた、ここにずっといることになるのね」と私

は言ったんですけれども、このケースの場合、果たしてこの人は刑務所に来るべき人だったのか、その前に認知症治療の福祉や医療のサービスを受けて、再犯を防止できなかったのか、と思いました。

それから、92歳のおばあさんにも出会いました。もう本当におむつで大変。それから、男子刑務所でもやはり本当に重篤な受刑者がいて、刑務官が大変だというのを目の当たりにしました。万引きとか無銭飲食とかの人は、何度も何度も再犯を繰り返す。こういう人たちにどう対応するのか。刑務所の中で治療ができないとすれば、先ほどの社会問題であるというお話からいうと、むしろ刑務所を出た途端にその人たちが再犯を犯さないようにする対策が必要なのでは。その体制づくりがとても大事だと思います。

それからもう1つは、薬物の問題です。特に女子刑務所は薬物事犯が多く、刑務所の中で一生懸命に治療をやっていますが、限界を感じました。外国では専門の施設を持っている国もあると聞いております。薬物については、刑務所に行って本当に治療ができるのか。それよりも予防的な措置を社会で講じていくことが必要なのか、その点を検討する必要があります。

最後になりますが、この法律を読んで強く思っていることは、長期的なビジョンと、即刻やらなければならない計画と両方で考える必要があるということです。今申し上げた、無銭飲食とか万引きをするような受刑者たちが5年、10年と刑務所にいるということは国家財政にとってもすごい損失です。その人たちの人生にとっても幸福なことではない。とすれば、外国の事例なんかも参考にしながら、今後、日本が国としての方向性を検討し、長期的ビジョンに基づいて、省庁横断的に新しい施設をつくる必要があるのではないかと。

しかし、今現在もそういう人たちが毎日のように刑務所から出てくるとすれば、長期的なビジョンだけでなく、今ある制度の中でどのようにその人たちを地域で受け止められるのか、あるいはどういうふうにして新しい制度をつくるのかというようなことがとても大事だと思います。少年の場合には、厚生労働省の所管ですが、児童自立支援施設というのがあって、小学生なんかの場合にはそこに行きますが、高齢者にはこのような施設はありません。ですから、結局92歳でもみんな刑務所に行ってしまうという、これはとても不自然なことで、現代の社会情勢にマッチしていないのではないかと考えております。

長くなりましたけれども、どうもありがとうございました。

○法務省大臣官房審議官 どうもありがとうございました。

それでは、永見委員、お願いいたします。

○永見委員 永見でございます。

今までの委員の方々、皆さん専門家であられるわけですが、私は専門的な分野を特に持っていません。民間人の保護司として35年以上仕事をしてきております。対象者として担当した人は、15歳から84歳ぐらいまでで、人数はちょっと厳密には分かりませんが、大勢の方々に関わってきました。この法律の趣旨は再犯防止ということですが、安全・安心な国づくりということだと思います。そういった視点で、私は地域の中で活動している更生保護の協力者としての地域の目線で発言をさせていただきたいと思っております。

最初に、先ほど申し上げましたように、保護司は、保護観察というような処遇活動をしておりますけれども、それ以外にも、犯罪予防活動というのも大事な職務です。具体的に言いますと、先ほど御紹介がありました安倍総理のメッセージにある“社会を明るくす

る運動”に私たち保護司は取り組んでいます。この運動のサブタイトルは、「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」ということをございます。こういうメッセージを出していただくのは本当に有り難いことだと思っております。

私たちは地元でいろんな都道府県、市区町村と協力して社会を明るくする運動をいろんな形で展開しております。講演会を開いたり演奏会とか、その他いろんな形で運動を展開しております。そこには保護司とか更生保護女性会、BBS、学校、PTA、町内会、そういうような方々が参加して行っておりますけれども、ただ、その市区町村との協力の仕方もいろんな形があって、なかなか協力するというふうな形だけといいましようか、そういうようなところも中にはあります。ですから、地域の安全・安心のためですので、その市区町村のいろんな方々は自分たちの課題でもあるというように一步踏み込んで、私たちと一緒に主体的に運動に取り組んでいただければ有り難いと思っております。ですから、1番目としましては、地方公共団体との連携の必要性についてということをまず挙げたいと思えます。

それから、2番目ですが、保護司の処遇活動についてです。保護司の処遇活動は、個々の保護司が行いますけれども、その保護司のサポートは、保護区ごとの保護司会が組織として行っております。そのためには拠点が必要ということになると思えます。対象者との面接とか、保護司同士のいろんな協議の場所、それから、保護司会のそもそも事務所としての機能、関係機関団体との連携の場として平成20年から更生保護サポートセンターというのが全国で設置されてきております。今年度末では、全国で459カ所ということまでなりましたけれども、そのおかげでいろんな保護司の活動が活発化している。それがまた再犯防止のための拠点に役立っているというような部分が当然あると思えます。

そのために、できれば全ての市区町村でサポートセンターが設置されることが理想だと思えます。そういった点で、サポートセンターの増設を希望したいと思えます。そのサポートセンターを設置する場合には、やはり市区町村、自治体の協力が場所の提供とかそのほかのことでどうしても不可欠ですので、そういった地方の自治体からの支援もお願いしたいと思えます。

また、さらにはサポートセンターを設置した後の問題ですけれども、やはりいろんな事務処理やなんか最近、保護司会でも増えてきております。そういうような事務所の増加の負担、それに対応するためにやはりサポートスタッフといいましようか、そういうような方々を配置する、そういった対応ができれば望ましいと思えます。こういった点では、法務省の方には是非お願いをしたいと思っております。

最後に、私の今までの保護司の活動を通じて感じていることで、更生保護と学校との連携ということを特に申し上げたいと思えます。

私は、地域の安全・安心の原点は青少年の健全育成にあると思っております。再犯防止は保護司の使命でもありますし、喫緊の課題でもありますけれども、再犯より前に初犯があると思えます。いきなり再犯ではありませんね。ですから、そのためには、私は学校が地域と連携して、問題を抱える児童生徒にしっかりと向き合い、手を差し伸べることが必要だと考えます。学校教育の中で自らの安全や地域の安全について考えることを教えていくことが大事だと思っております。川崎の少年の痛ましい事件、ああいうものを考えるにつけて、犯罪や非行を生まない地域づくり、子供たちを被害者にも加害者にもしないことが何よりも大切だと思っております。

最後に、保護司は犯罪や非行のない安全・安心なまちづくり、国づくりのために協力することは惜しみません。是非、実効性のある再犯防止推進計画が策定されるよう、微力ながら協力させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○法務省大臣官房審議官 ありがとうございます。

それでは、野口委員、お願いいたします。

○野口委員 こんにちは、野口でございます。

今日は、こういう会でお話ができるというのを非常に光栄に思っております。私は現場でのお話をさせていただきたいと思えます。

私は、福岡県北九州市で3店舗のガソリンスタンドを平成7年から22年、経営をしております。その中で、もう140人を超えましたけれども、犯罪や非行をした人を雇用してきました。少年が約8割弱でございます。その抱える問題の内容といいますのは、弱い者といいますか、今は引きこもりが問題になっております。引きこもりは弱い子が多いんですけれども、やっぱり生きていく中では、友達と一緒に遊ばんといかんという中で犯罪に巻き込まれる、それから、不登校の子供ですね。少年の非行の場合は、中学校を出てからとか高校で非行になる子というのは100パーセントいません。大体小学校の高学年、うちに来る子供たちの中での私の現場の声でございますから、データとかとは全然違うと思えますけれども、中学はもうほとんど学校に行っていない。中学におるときに少年鑑別所だとか、あるいは少年院で、卒業証書は学校の校長先生から後でもらうとかいうような子供たちであります。

今、永見先生がおっしゃいましたけれども、義務教育は中学3年までですから、その間は何らかの形で学校の先生が関わります。また、学校を選ばなければ今、高校は100%近く行けますけれども、うちに来る子供たちはほとんどが字が読めない、学校に行っても「店長、俺の椅子のところに砂利が敷いてある」と言うぐらいそれぐらい居心地が悪いという例えですけれども、学校に居場所がない、そういう子供たちであります。

そういう少年たちが今、行くところがないわけですね。高校は義務教育と違いますから、結局出席率が悪い、それから、点数が悪いので、非行をすともう退学になるわけです。そういう子たちは行くところがないので、ゲームセンターでたむろするわけですけれども、そういう少年たちは一瞬にして仲良くなります。そういう少年たちに非行をするなどというのは無茶な話なので、ここのところにやっぱりスポットを当てるべきだと思っております。

うちに来る少年の7割は生活困窮者の家庭であります。そのうちの約4割が生活保護をもらっております。母親が妊娠中に薬物の常習であったため、軽度な知的障害があった子供もおります。名前の字も書き切らない子もおります。

今日、私は協力雇用主という形でのお話ですけれども、時間の制約がありますけれども、協力雇用主が昨年、法で認められ、施行されたということで、私ども協力雇用主は全国1万6,000社をはるかに超えておりますけれども、非常に喜んでおります。

ところが、実際に雇用しているというのはもう本当に1割にも満たないという状況であります。私ども協力雇用主というのは、ただ労働の提供によって賃金を払うということではなくて、大事な更生の支援というものがあるんですね。ですが、私ども協力雇用主、はボランティアでやっているのです、なかなかそういう形にはできないわけですね。でも、平成22年に全国就労支援事業者機構というのができて、その下部組織として私ども福岡県の就労支援事業者機構ができました。今まで、協力雇用主に登録したけれども、雇って欲

しいという人がこない、一方で、保護司の先生たちは、仕事が必要な対象者がおるんだけど、どこに相談に行ってもいいかわからないという状態であったのが、この就労支援事業者機構というのができたおかげによって、非常にスムーズにいつているという形じゃないかと思います。

もちろん全国にも温度差があります。それで、私は麓刑務所に昨年行ってまいりました。306人の在所者がいらっしやいましたけれども、そのときに「あなたたちは、ここを卒業したら必ず保護司の先生とか保護観察官に会うだろう。そのときに必ず協力雇用主を訪ねなさい。そこは非行歴が分かっている雇用するところなんだよ。」と言いました。協力雇用主も、今必死に質の向上ということで努めておりますけれども、私は連携する中で、今刑務所の入所者、それから、そういう対象者が、民間の協力雇用主につながっていないと感じているんですね。就労支援事業者機構を通じて求職をしようにも、まだ就労支援事業者機構の各県のつながりが薄いと言いますか、まだ温度差がありますので、その辺のところは今後の課題だと思っております。

少年院で私の話を聞いて、協力雇用主さんはこんなところだということで、私のところに訪ねてきた少年は、「今日の話聞いて、協力雇用主の人がどういう人で、どういう目的を持っているのかなどを学びました。また、自分のように罪を犯してしまい、少年院に行ってしまった非行歴がある人でも雇ってくれるようにする動きが広がっていることを聞いて安心しました。」ということを書いていました。まだまだそういう施設の中に声が届いていないというのもありましたので、一つ紹介しました。

○法務省大臣官房審議官 ありがとうございます。

それでは、宮田委員、お願いいたします。

○宮田委員 宮田でございます。

昭和63年から弁護士をしております。刑事弁護を続けてまいりました。また、一昨年からは、保護司を拝命し、そのほかにも更生保護施設との関わりを持ちながら今までやってきております。

3点お話しさせていただければと存じます。

1つは再犯防止法についてです。この法律が、川出先生や堂本先生もおっしゃられたように、非常に画期的な側面を持っていることは間違いありません。しかしながら、この法律が治安を維持する目的のために罪を過去に犯した人を監視し、その人に対して強制力を働かせるようなものになったとすれば、それは非常に問題があるだろうと思います。私たちが考えなければならないのは、犯罪をした人たちを社会に包摂し、そして、そのような人たちが人間性を回復し、それによって社会復帰が促進されるように様々な施策を考えることであろうと考えます。

そうすると、刑を受け終わった人であるとか処分を受けずに終わった人たちに対する指導や支援というのは、その人たちが求めてくれば別として、私たちが強制することができない大変難しい問題であろうと考えます。今の問題点については、日弁連の会長が今年の11月に声明を出してございます。

2つ目に、今私が弁護士としてやっている活動について述べさせていただきます。

今、弁護士や弁護士会では、高齢者や障害者の被疑者・被告人に対する刑事事件を中心に、検察官が入口支援の取組をされているのと、対をなすような形で福祉との連携のもとに様々な活動をしております。もちろん私どもは、法律的に刑務所に入れるべきでは

ない方が刑務所に入ってしまうのを防ぐ、即ち、精神疾患や知的障害等があるため責任能力に問題があるという場合に、そういう問題を指摘する活動ももちろんしております。

しかし、それだけではなく、責任能力に問題があるとは評価できない場合でも、福祉とつなげば犯罪をしなくて済むような方たちを、何とか福祉に架橋できないかということで、地域によって弁護士の活動の状況は異なりますけれども、例えば地域生活定着支援センターと連携することによって、また、東京では、社会福祉士会や精神保健福祉士会と連携して、福祉の専門家に私たちが弁護をしている被疑者・被告人と面会をしていただいて、更生支援計画、この人の特性や環境を考えて、こうすれば更生して犯罪をしなくて済むのではないかという意見書を書いていただき、それを検察官に提出したり裁判所で証拠として提出したり、あるいはそれを作成してくださった福祉関係の方に証人になっていただいたりという活動を進めております。

そのような活動を通じて、例えば刑務所から出てきたばかりで、法律上はもう一度刑務所に行かせる内容の判決が予想される方に対して、福祉施設に行くことが決まり、本人の認知症の病状もかなりひどいことを裁判所が認識して、罰金刑が下された例や、あるいは法律的に再度の執行猶予が難しいような案件について、再度執行猶予をつけていただいた例も出てきておりますし、あるいは今までずっと障害が見過ごされた人たちについて、本当は非常にひどい知的障害があると分かり、そのことを裁判で指摘し、その人に合った処分、事件によっては無罪判決が出た場合もありますし、あるいは軽い罰金刑が下された等という実績も積んできております。

私たちは積極的に障害や高齢者などの支援の必要な人たちに対する弁護を行ってきているのですけれども、今後の課題としては、私たちがこうやってつくった計画をいかにして更生保護の現場や、刑務所の現場に届けるかということらだと思っております。せっかくそのような計画をつくっても、裁判で終わりでは実際には何もならない。その人の保護観察のときに情報として国と共有していただく、あるいは刑務所でそういう情報を共有していただいて、仮釈放などの判断に使っていただく。さらには、その方たちが社会に帰ってきたときに様々な福祉の機関とも連携できるための資料としてそれが使えればベストだと考えています。弁護士としての活動の中で思うことは、そういうことでございます。

3つ目です。保護司の活動などをしておりまして、やはり感じるのは、刑の在り方や保護の在り方について今大きく転換するべき時代なのではないかという実感でございます。今、法務省では刑の在り方について大きな変更を加えるべく法制審などでの検討が考えられておりますけれども、私だけではなく、ほかの委員の方々も活動を通じて、正に今そういう時代なのではないかとお感じなのではないかと思っております。

私どもが弁護をしている刑事の被疑者、被告人の多くは、非常に語彙が貧困でろくな教育も受けていません。そのような方たちが刑務所の中でちゃんと字が書けるように、文章が書けるように教育を受けられたらどんなにいいだろうと思うときがあります。刑務所の中でその人たちが教育を受けられるといいなというのはいつも思うところでございます。また、ソーシャルスキルが全くない、対人関係で話すべきことをうまく話すことができない、私たちと弁護するのに話すのに目も合わすこともできない。そういう方たちに対して社会スキルのトレーニングの場が例えば刑務所やあるいは保護で出てきたそのときに与えられるとどんなにいいだろうといつも思います。そのような教育があれば、再犯を犯すことがない人たちもたくさんいらっしゃるのではないのでしょうか。

また、保護司として活動していると思うのは、周りの保護司さんたちがもう保護観察の期間を終わった方たちからまた電話がかかってくる、「先生、今こんな問題が起きたんだけど、どうしよう」、それが法律に絡むような問題だと、たまたま私が弁護士であるものですから、「これどうしたらいいの」というふうに話を持ってこられます。

地域のために、犯罪をした人の社会への定着のために、保護司の方たちは、保護観察の期間が終わった後は報酬が一銭も出ないのに、そんな相談を受けながら活動しています。地域の中で保護司の人たちのする、そういう寄り添いの活動に対してもっと目を向けてほしいと思います。このような活動を、私たち弁護士がすることもございます。刑務所に行った方あるいは出所してきた方から手紙が来たり、あるいはメールが届いて、どうしたらいいだろうと相談に乗られることがあるのです。

南高愛隣会の田島さんたちが寄り添い弁護士という概念を提唱しておられます。裁判で終わるのではなく、裁判の後にも弁護士が犯罪をした人たちに協力をしてくれないだろうかという提案が社会ではなされています。もちろん私たちもやりたいのですが、何の権限もなくそれはできない。例えば仮釈放や、あるいは刑務所での様々な処遇に対して意見を言おうと思っても「先生、委任状はもらっているんですか。何の権限があるんですか」、委任状があったとしても「そんな権限、法的にはありませんよ」と言われてしまいます。

例えば弁護士が保護司の立場で出所のための環境調整の仕事ができるとすれば、そういう形での関わり方もできるのかもしれませんが、関わるためには、何らかの権限あるいはそのための活動の費用が必要になってきますが、それをどうしたらいいのだろうと考えます。刑の在り方、更生保護の在り方、そして、そういうところに関わっていく人々について、どうしたらいいのかということ最近考えているところでございます。

甚だまとまりのない話でございましたが、以上でございます。

○法務省大臣官房審議官 ありがとうございます。

それでは、村木委員、お願いいたします。

○村木委員 ありがとうございます。

この再犯防止の法律ができたことで、処罰をする、罰するというに加えて、やっぱり立ち直りを支えるということに非常に重点を置いていくんだということが明確になったという意味では、本当にこの法律ができたことを私もうれしく思っています。私は特にこの分野に関わってきたわけではないので、逆に厚生労働省で仕事をしてきた立場からいうと、厚生労働省はやっぱり支えるということをやってきた役所なので、そこから類推をしていって、こういうことを考えていったらいいのかなと思うことをちょっと申し上げたいと思います。

私自身は、やっぱりどういう仕組みを全体としてつくっていくかということに関心があるんですが、福祉の世界で支援をするときの支援の在り方に3つの大事なポイントがあると言われていることがあります。1つは総合的・個別的というんですが、総合的というのは縦割りでないということ、個別的というのは、一人一人に合ったものであるということです。それから、2つ目は早期的・継続的と言われるんですけども、これは正にアウトリーチとか予防とか入口支援とか、早くに手を着けるということとアフターケア、最後までサポートをしていくということです。それから、3つ目は分権的・独自の、独創的というんですが、地域がそれぞれに違うので、地域の特性とか地域が持っている資源とか、そういうものを上手に使うということが大事だと。最後はみんな地域へ帰っていくので、

どうやって地域力をつけて、その人たちを地域の中に最後は落ち着かせるかというところで、やっぱり国が決めるだけではなくて、地域が自ら動いていくということが大事だと。この3つのことが福祉の世界では言われているので、これからのこの再犯防止ということでも、こういう見方が一つ役に立つかなというふうに思っています。

それとの関連で、私自身は今、皆さんのお話を聞きながら3つぐらいのことを皆さんと一緒に考えていけたらなというふうに思っています。1つは、やっぱり関係者のネットワーク、つながりをどうつくるか、これがやっぱり非常に大事になってくる。この再犯防止の計画の中で、みんながきちんとつながれる仕組みをどうつくるかということが1つ。それから、2つ目はトランジション、どういう言葉で表したらいいかわからないんですけども、社会の中で更生をしていく。そのために矯正施設から社会の中に戻っていくために、さっきからお話があったように一定の期間がかかる、それから、一定のサポートが要る。このトランジションの期間が必要だということ、支援が必要だということを中心に仕組みの中でつくっていったら非常にいいのかなというふうに思いました。

それから、最後3つ目ですけども、これもどういう言葉で表したらいいかわかりませんが、ゲートオープナーというんでしょうか。さっき清水さんのお話にもありましたけれども、社会への入口を支援する人と。社会のいろんな手助けを本人と一緒に取りに行き、上げてあげる人、門を開いてあげる人、こういう仕掛けをどうやってつくるか。このあたりを上手につくると、全体がうまくいくのかなという印象を持ちました。皆さんと一緒に勉強していきたいと思えます。

以上です。

○法務省大臣官房審議官 ありがとうございます。

それでは、最後に和田委員、お願いいたします。

○和田委員 和田でございます。

私は精神科の医者ですが、2年前までは国立精神・神経医療研究センターの薬物依存研究部長を18年間務めておりました。そういう関係で、この検討会に参加させていただいているのかなと思います。実は再犯といいますと、今日の説明にもありましたが、必ず薬物問題ですね、薬物事犯ということになりますけれども、特出し的に出てきます。これは刑の一部の執行猶予のときにも全く同じでして、法律自体が特出しの法律になっています。薬物は大変な問題です。

これは本当に難しい分野だとつくづく思います薬物といったときには、私たちは、あるいは世界的にはアルコールも含めて薬物という言い方をするのでありますが、一般的に日本の場合には、薬物と言ったときには、使ってはいけない薬物のことだけを薬物と言うという習慣がありますから、今日の話はそういう意味で聞いていただきたいと思えます。薬物依存、依存といいますと、日常用語で使う言葉なものですから、ついつい人間関係の依存ということを皆さん頭に置かれるようです。そうすると、あの人は頼りがちだ、その延長上で薬物にも頼る、もう少し気を引き締めて気持ちを強く持てと、こういう考え方がずっと続いていると思うのです。

ところが、医学の世界は進歩しておりまして、薬物依存というものは、薬物ごとに脳の作用する場所が違いますが、はまってしまう薬物は共通してAの10番という神経の働きをおかしくしてしまいます。この状態を依存と言います。このAの10番というのは、人間に褒美をくれるところなのですね。一生懸命努力して頑張ると、何とも言えない喜びを

感じるのは、A10神経系が興奮した結果なのです。ですから、試験でいい成績をとれば、そこが興奮して「ああ、良かったな。また頑張ろう」という活力が出てくる。これで人間というのは進歩していくのですね。

ところが、薬物というものは、何の努力もなしに体内に入れるだけで、A10神経系を興奮させて喜びをくれる。だから、年齢が若ければ若いほどやっては駄目だというのが私の持論です。そういう意味で、依存は国際的にも疾患として認められているわけです。

その薬物依存症の最大の症状は何だといいますと、分かっているにもかかわらず、薬物を使ってしまうことなんです。しかし、その薬物を使うこと自体を法で禁じられていれば、これは犯罪です。症状イコール犯罪で、見方によっては患者、見方によっては犯罪者、さあ、どう扱うかというのが世界中、困っているのですね。残念ながらそのA10神経系をもとに戻す特効薬はないのです。本当に世界中が困っています。国によっては、大統領令によりまして、殺していいという国も出てきましたね。その国は来週、私の施設へ見学に来ますけれども、それだけ大変な分野だと思います。

日本の場合はどうかといいますと、覚せい剤で精神的におかしくなって、精神科の病院に入院している方々は、毎日700人前後です。一方で、刑務所に入っている人は何人いるのだという話ですね。しかも、覚せい剤事犯で刑務所に入るということは、初犯ではないわけです。初犯はほとんどが執行猶予ですから、再犯で刑務所に入るということは、結局はやめられずに入っている。見方を変えれば薬物依存症者なんです。ですから、日本の場合には、薬物依存になると病院に行くのではなくて刑務所に入っていたというのが実情です。これが再犯率を押し上げているわけですね。いよいよこれは本質的に考える時期に来ているのだと思います。

先進諸国と言われている国は、自分の国でどういう薬物を何人くらいの方が使ったことがあるかという調査をやっています。生涯経験率と言います。何らかの違法薬物の生涯経験率、アメリカは49%です。日本は私たちがやってきましたが、2.5%です。ヨーロッパ諸国は軒並み30%台です。これが世界なんですね。日本は世界に誇れる奇跡の国なんですね。その奇跡の国ですら、刑務所がそういう事態でして、大変なことになっているわけです。いかに、薬物依存問題が、社会を壊すほどのインパクトを持っているか、ということだと思います。

日本は、生涯経験率という意味では世界に誇れる奇跡の国です。これは、第一次予防という乱用防止、「ダメ。ゼッタイ。」、その効果だと思います。これが世界一なんだと思うのです。ところが、早期発見・早期治療という第二次予防、社会復帰という第三次予防、これらははっきり言って最貧国です。第一次予防が効いたばかりに、第二次、第三次の道が全然体制としてできておりません。脳のA10神経系がおかしいということになれば、刑務所以上に医療が優先されるというのは世界の常識だろうと思います。

ところが、病院には700人しか入院していない事実、あるいは相談窓口も完備されていない事実があります。世界的には、薬物依存からの回復には、病院というよりは社会復帰施設と更生のための施設を兼ねている治療共同体というところが主役なんです。アメリカだけでも2,000以上あるわけですが、この治療共同体が世界の主流です。しかし、日本では病院を含めて、そのような体制が全然整備されておりません。そこへ、刑の一部執行猶予ということで、今はてんでこ舞いなんです。どうなるんだろうと。

そこに来て今回の検討会ということで、私の頭の中は混乱しておりますけれども、考え

ようによっては、いよいよ日本もそのところを何とかしていかなきゃ、これはもう全然埒が明かないという時期に来ているというのが私の気持ちです。あえて言えば、それは有り難いこととして、日本だけができる、日本が世界に誇れる分野なのですから、さらにその対策というものを第二次予防、第三次予防の分野についても世界に誇れるものをつくっていくことが必要だろうと思います。

私の中でのモデルは、実はもう随分昔からあります。、生涯経験者率が49%のアメリカでも薬物問題は大変ですが、逆にそういう国、はあらゆる施策をやっている事実もあります。しかし、これは山火事と同じでして、炎がでかくなると消しようがないですね。炎が小さいときは同じ手法でも消せることがあるわけですね。山に水をかけても消えません。日本の場合には、くすぶっていれば消せるかも分からない。アメリカの見習うべきところは、薬物裁判所制度というものなんですね。ドラッグ・コートと言います。これは司法から見ると、司法が壊されたという言い方もあるらしいのですが、司法の原則は裁判官がいて、検察がいて、弁護士がいるという三者ですね。ところが、薬物裁判所というのは、ある薬物事犯者をめぐって三者が協議するんです。この人が回復するためにはどうすればいいんだと。どこの施設にどのくらい頼もうかとか、そういうことを協議して、裁判官が判決でそれを本人に伝えると同時に、それが嫌だったら刑務所に行ってください、どちらを選びますかという最終的には本人の選択に持っていくのですけれども、結局刑務所以外に受皿があったという事実があるからできる制度なんですね。

ところが、日本の場合にはそういう受皿がほとんどないものですから、本当に対応に困っている。そういうことで私が思うのは、受皿をどうつくっていくかということが目指す方向ではないかと考えております。具体的には、まず医療機関です。これは幸いなことに、昨年の4月から通院患者について認知行動療法を実施すれば、診療報酬で認められるというこれまでの日本の診療報酬制度にはなかったことが初めて起きました。ただ、患者さんによっては入院が必要な人もいるわけですし、治療をきちんとやるためには、入院から外来まで一貫した治療ということが非常に必要なわけですから、当然入院したときにも診療報酬的な手当は当然必要になってくるだろうと思います。それによって、病院サイドもそういう患者さんを診やすくなるということがあると思います。そういうことも検討していただきたいと思います。それから、地域での相談の窓口ということでは、既存の施設の利用ということが非常に重要だと思います。そういう意味では、精神保健福祉センター、保健所、その機能強化、そういうことも是非考えていただければなと思います。

それから、治療共同体という話をしましたが、実は日本の場合にはそういうものはありません。ダルクを中心とする民間の回復支援施設はあるわけですが、日本は本当に薬物依存症を診る病院がほとんどないので、そういう患者さんはどこに行くんだというと、事実上ダルクを中心とした民間のリハビリテーション施設に丸投げ状態が続いてきていたわけです。その辺のことをどうやってこれからやっていくか、そのところも考えていく必要があるかなというのが私のお願いしたいところです。

こういう会に加えていただいて幸いだと思いますが、初日からかなり過激なことを言いました、今後は少しやわらかく言っていきたいと思いますが、是非よろしく願いいたします。

○法務省大臣官房審議官 ありがとうございました。

有識者の委員の皆様、本当にありがとうございました。大変心強い御意見を頂きまして、

これを踏まえて、今後計画案をしっかりと策定させていただきたいと思います。

本日予定しておりました議事は以上でございますが、この際、関係省庁の方々も今日御発言の機会はありませんでしたが、何かこの際言っておきたいということがありましたら、挙手願えればと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の再犯防止推進計画等検討会を終了させていただきます。

なお、次回の検討会は3月24日金曜日の午後4時からを予定しております。後日、事務局から正式に御連絡させていただきますので、どうか次回もよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

—了—